

お客様各位

ひまわり信用金庫

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けられたお客様に対する  
「融資条件変更手数料」の免除期間延長について

この度の新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

ひまわり信用金庫は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けられた中小企業、個人事業主及び個人のお客様に対し、融資条件変更手数料を半額のみ徴求(半額免除)する取扱いを致しておりますが、コロナ禍が収束しつつある状況を踏まえ、令和6年3月29日まで免除期間を延長し、令和6年4月1日より通常通り手数料を徴求する取扱いとさせていただきますので、お知らせ致します。

当金庫では、今後も新型コロナウイルスの影響を受けられたお客様からのご融資やご返済に関するご相談に迅速に対応してまいります。

記

〈現行〉

令和5年8月1日(火)～令和5年12月29日(金)

〈変更後〉

令和5年8月1日(火)～令和6年3月29日(金)

**※令和6年4月1日以降は、通常通り融資条件変更手数料を徴求致します。**

○融資条件変更手数料免除の概要

(消費税込)

免除する条件変更手数料	事業資金	2,750円
	住宅ローン	5,500円
対象となるお客様	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた中小企業、個人事業主及び個人のお客様	

以上